

中国語

护理保险制度

名古屋市

2021 年度

护理保险制度

在包括本市在内的都市圈，到“团块世代”的老年群体进入超过75岁的2025年（令和7年）时，预计人口老龄化进程会比其他地区更快。特别是75岁以上的老年群体、独居老年人士、以及仅有老年一代居住的空巢家庭以及患有认知症的老年群体将急剧增加。

护理保险制度的目的是根据需要护理者的状况以及家人的希望，综合提供保健、医疗、福利服务，实现全社会来共同解决晚年最大的不安因素——护理问题。

<护理保险的财源>

○居家服务的情况

公 费 5 0 %	国家 20%	国家的调整补助金 5%※2	都道府县 12.5%	市町村 12.5%
保 险 费 5 0 %	第1号被保险者 (65岁以上的人)的保险费 23%※1		第2号被保险者(40~64岁的人)的 保险费 27%	

○设施等服务的情况

公 费 5 0 %	国家 15%	国家的调整补助金 5%※2	都道府县 17.5%	市町村 12.5%
保 险 费 5 0 %	第1号被保险者 (65岁以上的人)的保险费 23%※1		第2号被保险者(40~64岁的人)的 保险费 27%	

1 机构

在本市，区役所福祉课作为服务窗口来负责被保险者资格、需护理认定等、征收保险费等护理保险的相关业务，支所区民福祉课也负责办理被保险者资格、受理需护理认定申请等业务。

另外，更新申请的邮寄受理业务及认定通知的发送等业务，都在认定事务中心集中进行处理。

介護保険制度

本市を始めとする都市部においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までに、他の地域と比較して急激に高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者のほか、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで構成される世帯、認知症の高齢者が急増すると見込まれています。

介護保険制度は、介護を必要とする方の状況や家族の希望に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供し、老後の最大の不安要因である介護の問題を社会全体で支えることを目的としています。

<介護保険の財源>

○ 在宅サービスの場合

公 費 50%	国 20%	国の調整交付金 5%※2	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
保 険 料 50%	第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料 23%※1		第2号被保険者（40～64歳の方）の保険料 27%	

○ 施設等サービスの場合

公 費 50%	国 15%	国の調整 交付金 5%※2	都道府県 17.5%	市町村 12.5%
保 険 料 50%	第1号被保険者（65歳以上の方） の保険料 23%※1		第2号被保険者（40～64歳の方） の保険料 27%	

1 機関

本市では、区役所福祉課が窓口となり、被保険者資格、要介護認定等、保険料の賦課徴収等の業務を行っており、支所区民福祉課においても被保険者資格、要介護認定申請の受付等の業務を行っています。

なお、更新申請の郵送受付や認定通知の発送などの業務は、認定事務センターで集約して行っています。

2 被保险者（加入护理保险者）

被保险者分为第1号被保险者和第2号被保险者。

第1号被保险者	在本市有住址的、65岁以上的人
第2号被保险者	在本市有住址、40~64岁加入医疗保险的人

居住在名古屋市的外国人，符合以下所有条件者均为名古屋市护理保险的被保险者。

- 办理了外国人登录
- 有正当的滞留日本资格、预定在日本逗留3个月以上
（须经入国管理局批准。但持公务签证的大使馆工作人员除外。）
- 40岁以上者（未满65岁者必须加入日本的公共医疗保险。）

逗留期限虽不满3个月，但根据其实际生活情况，已经获得承认逗留3个月以上者必须加入护理保险。请向居住区的区役所福利课或区役所支所区民福祉课提出申请。

向以下人员发放被保险者证：所有的第1号被保险者、第2号被保险者中申请保险证的人以及申请需护理认定等的人。

2 被保険者（介護保険に加入する方）

被保険者には第1号被保険者と第2号被保険者があります。

第1号被保険者	本市に住所を有する65歳以上の方
第2号被保険者	本市に住所を有する40～64歳の医療保険に加入している方

名古屋市にお住まいの外国人の方で次の要件に全てあてはまる方は、名古屋市の介護保険に加入していただきます。

- 住民登録をされている方
- 適格な在留資格を有し、3か月を越えて日本に滞在予定の方（入国管理局認めたもの。ただし、大使館員など公用ビザを持っている人は除きます。）
- 40歳以上の方（ただし、65歳未満の方については、日本の公的医療保険に加入していることが必要です。）

なお、在留期間が3か月以下であっても生活実態から3か月を越えて滞在していると認められる方は、加入していただきます。お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にお届けください。

被保険者証は、第1号被保険者全員と、第2号被保険者のうち保険証の交付申請のした方及び要介護認定等の申請をした方に交付します。

3 护理保险费

(1) 第1号被保险人（65岁以上的人）的保险费

保险费的金额，根据收入情况分为15个级别，以避免加重低收入者的负担。

2021年至2023年各年度应缴纳的保险费如下。

1) 保险费金额

保险费级别区分		保险费(年度额)
第1级别	接受生活保护的人士，或 领取老年福利年金、全家人均为市町村民税非课税者	19,928 日元 (标准金额×0.25)
第2级别	全家人均为市町村民税非课税者	本人的年金收入与合计所得金额（扣除年金收入相关的所得部分）的总计在80万日元以下者
第3级别		本人的年金收入与合计所得金额（扣除年金收入相关的所得部分）的总计超过80万日元，120万日元以下者
第4级别		本人的年金收入与合计所得金额（扣除年金收入相关的所得部分）的总计超过120万日元者
第5级别	本人为市町村民税非课税者，在同一家庭中有人为市町村民税课税者	本人的年金收入与合计所得金额（扣除年金收入相关的所得部分）的总计在80万日元以下者
第6级别		本人的年金收入与合计所得金额（扣除年金收入相关的所得部分）的总计超过80万日元者
第7级别	本人为市町村民税课税者	本人的合计所得金额总计低于80万日元者
第8级别		本人的合计所得金额总计80万日元以上，低于125万日元者
第9级别		本人的合计所得金额总计125万日元以上，低于200万日元者
第10级别		本人的合计所得金额总计200万日元以上，低于290万日元者
第11级别		本人的合计所得金额总计290万日元以上，低于400万日元者
第12级别		本人的合计所得金额总计400万日元以上，低于540万日元者
第13级别		本人的合计所得金额总计540万日元以上，低于700万日元者
第14级别		本人的合计所得金额总计700万日元以上，低于1,000万日元者
第15级别		本人的合计所得金额总计1,000万日元以上者

- 实际缴纳的保险费为舍去不满10日元的数值后的金额。
- 年金收入中不包括遗族年金和残障年金等的非课税年金。
- 所谓合计所得金额，是指将前一年的1月到12月一年期间的年金所得、工资所得、事业所得、土地和建筑物等及股票等的转让的所得等总计在一起的金额。另外，如果适用于有关土地和建筑物等的转让所得的特别扣除，则为扣除了该扣除额的金额。此外，第7级别至第15级别的市町村民税课税者，从工资所得与年金收入的合计所得金额中扣除10万日元后再计税。第2级别至第6档的市町村民税非课税者，从工资所得金额（有工资所得与年金收入双份所得时，适用所得金额调整扣除前的金额）中扣除10万日元后再计税。

3 介護保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料の額は、所得などに応じて15段階となっています。低所得の方の負担が重くならないように配慮されています。

令和3年度から令和5年度の各年度に納めていただく保険料は次のとおりです。

ア 保険料額

保険料段階区分		保険料（年額）
第1段階	生活保護等を受けている方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	19,928円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方
第5段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者あり	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える方
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方
第13段階		本人の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方

- 実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。
- 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
- 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。また、市町村民税課税者（第7段階～第15段階）においては、給与所得と年金収入に係る所得の合計額から10万円を控除し、市町村民税非課税者（第2段階～第6段階）においては、給与所得金額（給与所得と年金収入に係る所得の双方を有する場合に適用される所得金額調整控除前の金額）から10万円を控除します。

2) 缴纳方法

领取老龄年金、退休金、遗族年金、残障年金中的任何一项年金，且其金额为18万日元以上者，从其年金中予以扣除(特别征收)。特别征收以外的人则通过银行转帐(自动转帐)或凭缴纳单缴纳(一般征收)。

3) 延期缴纳及减免保险费

由于灾害使住宅等蒙受严重损失，或因支撑家庭生活的人长期住院等特殊情况而难以缴纳保险费时，可以申请延期缴纳或者享受减免。

请向居住区的区役所福利课或支所区民福祉课咨询。

4) 对未缴纳者所采取的措施

在指定期限内未能缴纳保险费时，依据地方税滞纳处分惯例，为了执行扣押，将向其工作单位进行工资调查等一些财产调查，进行财产扣押。

此外，无任何特殊情况而1年以上未缴纳保险费时，在利用护理服务、护理预防服务时，将根据未缴纳的期间，按照如下细则对享受护理保险的支付进行限制。

另外，即使是接受了如下措施的限制，其保险费的缴纳义务也仍然不会取消。

○ 1年以上未缴纳保险费时

在利用护理服务、护理预防服务时，需先请利用者暂时支付全额的费用。如果利用者向区政府提出了申请，保险支付将会在日后予以退还。

○ 超过1年6个月以上未缴纳保险费时

在利用护理服务、护理预防服务时，需先请利用者暂时支付全额的费用。即使利用者向区役所提出了申请，也暂时不退还个人负担费用以外的财政补助费用，并且利用者缴纳的全额费用可能会用来抵缴未缴纳的保险费。

○ 超过2年以上未缴纳保险费时

将根据未缴纳的期间，提高其使用者负担费用(※)，同时也不会支付给高额护理服务费等。

※使用者负担1成或2成者→提高到3成

使用者负担3成者→提高到4成

イ 納付方法

高齢・退職、遺族、障害年金のうちいずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金から天引き（特別徴収）します。特別徴収以外の方は口座振替（自動払込）または納付書により納付（普通徴収）していただきます。

ウ 保険料の納付の猶予・減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予または減免されることがあります。

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

エ 未納者に対する措置

指定期限までに保険料をお支払いいただけない場合は、地方税の滞納処分の例によって、差押えのために勤務先への給与調査等の財産調査が行われ、財産の差押えを受けることとなります。

また、特別な事情もなく保険料を1年以上納めないと、介護サービス・介護予防サービスを利用したときに、納めていない期間に応じて以下のように介護保険の給付について制限を受けます。

なお、このような措置を受けても保険料の支払義務はなくなりません。

○ 保険料を1年以上納めないと

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うこととなります。区役所に申請すると、保険給付が後日払い戻されます。

○ 保険料を1年6か月以上納めないと

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うこととなります。区役所に申請しても保険給付の払い戻しが一時差し止められ、納めていない保険料に充てられることがあります。

○ 保険料を2年以上納めないと

納めていない期間に応じて、利用者負担が引き上げられ（※）、高額介護サービス費等も支給されません。

※ 利用者負担1割または2割の方→3割

利用者負担3割の方→4割

(2) 第2号被保险者(40~64岁的人)的保险费

1) 加入国民健康保险者

与每月的国民健康保险费一同支付。或由户主一并支付家庭成员的保险费。

2) 加入健康保险或共济组合者

与每月的医疗保险费一同支付。被扶养者的保险费由40~64岁的被保险者分担支付。

(2) 第2号被保険者(40～64歳の方)の保険料

ア 国民健康保険に加入している方

毎月の国民健康保険料と合わせて支払います。また、世帯主が世帯員の分も合わせて支払います。

イ 健康保険や共済組合などに加入している方

毎月の医療保険料と合わせて支払います。また、被扶養者の保険料は40～64歳の被保険者で分担して支払います。

4 护理服务

(1) 可以享受护理服务等的人

可以享受护理服务等的人，为以下接受了需要支援、需要护理认定的人员。认定内容分为需要支援 1、2、需要护理 1~5 等七个分类，根据认定调查的结果以及主治医师的意见书由各区的护理认定审查会进行审查和判定。护理认定审查会由保健、医疗以及福利专家组成。

第 1 号被保险人	经认定需要护理或支援的人（不论患病或是负伤等而需要护理的原因如何，均可为护理服务的对象。）
第 2 号被保险人	因脑血管疾病、风湿性关节炎等 16 种伴随着年龄增长而出现的疾病，经认定需要护理或支援的人

★ 关于需护理认定的申请

提出新的申请或提出区分变更申请时，请到居住区的区役所福祉课或支所区民福祉课窗口办理申请手续。进行更新申请时，请将有关资料邮寄给护理认定事务中心。

不仅本人以及家人，也可以请健康富有活力支援中心、或指定居家护理支援机构以及护理保险设施等代为申请。

◆ 申请时所需的资料

- 65 岁以上的人（第 1 号被保险人）
护理保险被保险人证
- 40~64 岁的人（第 2 号被保险人）
所加入的医疗保险的被保险人证

(2) 护理服务等内容

护理保险提供的服务分为以下两种，即居家类服务和设施和入住类服务。接受居家类服务时，原则上，需要护理者须由居家护理支援机构、需要支援者须由健康富有活力支援中心制定服务计划 (Care Plan)。

★ 什么是健康富有活力支援中心（地区总括支援中心）

设置于各地区的健康富有活力支援中心是老年人士身边的咨询窗口。健康富有活力支援中心内设有保健师、社会福利士、主任护理支援专业人员等，他们的工作是对被认定为需要支援的人士进行护理管理 (Care Management) 等。

4 介護サービス

(1) 介護サービス等を利用できる方

介護サービス等を利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた次の方です。この認定には、要支援1・2と要介護1～5の7つの区分があり、認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、各区に設置された保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で審査・判定を行います。

第1号被保険者	介護や支援が必要と認定された方（病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。）
第2号被保険者	脳血管疾患や関節リウマチなど加齢に伴う16種類の病気により、介護や支援が必要と認定された方

★ 要介護認定等の申請

新規申請・区分変更申請の受付は、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課が窓口となります。更新申請の受付は介護認定事務センターへの郵送でのご提出となります。

本人や家族だけでなく、いきいき支援センターや指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等に申請を代行してもらうことができます。

◆ 申請に必要なもの

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
介護保険被保険者証
- 40～64歳の方（第2号被保険者）
加入している医療保険の被保険者証

(2) 介護サービス等の内容

介護保険で利用できるサービスには、次の在宅系サービスと施設・居住系サービスがあります。在宅系サービスを利用するには、原則として要介護者は居宅介護支援事業者に、要支援者はいきいき支援センターにサービス計画（ケアプラン）を作成してもらう必要があります。

★ いきいき支援センター（地域包括支援センター）とは

いきいき支援センターは高齢者の身近な相談窓口として地区ごとに設置されています。いきいき支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などが配置されており、要支援認定者のケアマネジメント等を行っています。

居家类服务

可在家中接受的服务	1.	访问护理 (上门访问服务)	由家庭护理员等人登门访问, 帮助进行护理和做家务。
	2.	夜间访问护理	由家庭护理员等人夜间访问, 提供护理服务
	3.	访问入浴护理	带有浴槽的入浴车登门访问您家, 提供入浴护理服务。
	4.	访问看护	由护士等人登门访问, 提供看护或诊疗的辅助服务。
	5.	访问康复服务	由理疗士以及作业疗法士登门访问, 进行康复护理。
	6.	定期巡回·随时提供式访问护理和看护	在日间、夜间的服务范围内, 由访问护理和访问看护保持密切协作, 同时进行短时间定期巡回式的访问和随时提供相应服务。
	7.	居家疗养管理指导	由医生、牙科医生、药剂师等登门访问, 进行疗养方面的管理和指导。
	8.	出租福利用具	出租轮椅、特殊床、斜面滑坡等福利用具。(由于需要护理的程度不同, 也有些物品无法使用)
	9.	补助购买福利用具的费用	从指定机构购买福利用具时, 可补助部分费用。
	10.	补助改建住宅的费用	为了方便护理而进行小规模住宅改建时, 可补助部分费用。
	11.	生活援助型送餐服务 (市町村特别补助)	为服务对象送餐至居所, 同时确认本人的健康状况, 必要时与有关机构取得联系。
日托式服务	12.	日托式护理(日间服务)	由日间服务中心等设施提供入浴、餐饮以及其他日常生活方面必要的护理。
	13.	社区型日托式护理	由最多接纳 18 人的日托服务中心等设施提供入浴、餐饮以及其他日常生活方面必要的护理。
	14.	认知症日托式护理	在日间服务中心等设施中, 以认知症患者为对象, 提供入浴、餐饮以及其他日常生活方面必要的护理。
	15.	日托式康复服务(日间护理)	在护理设施中, 由理疗士以及作业疗法士根据医生的指示进行康复护理。
短期入住设施服务	16.	短期入住生活护理	短期入住特别养老院等设施提供护理。
	17.	短期入住疗养护理	短期入住特别老年人护理保健设施等设施, 在实施医学管理的基础上提供护理。
其他服务	18.	小规模多功能型居家护理	除了前往事业所接受“日托式”服务外, 还向您提供“访问”和“住宿”的组合服务。
	19.	看护小规模多功能型居家护理	提供组合了小规模多功能型居家护理和访问看护等的复数服务。
	20.	居家护理支援	由护理支援专业人员(Care Manager)为您制作护理服务计划(Care Plan)。(仅限需要护理的人士)
	21.	护理预防支援	由本人和家属共同制作护理预防服务计划(Care Plan)。(仅限需要支援的人士)

在宅系サービス

家庭で利用するサービス	1.	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
	2.	夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーなどが夜間に訪問して介護をします。
	3.	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護をします。
	4.	訪問看護	看護師などが家庭を訪問して、看護や診療の補助を行います。
	5.	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。
	6.	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型の訪問と随時の対応を行います。
	7.	居宅療養管理指導	医師・歯科医・薬剤師などが家庭を訪問して、療育上の管理や指導を行います。
	8.	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台やスロープなどの福祉用具の貸し出しを行います。(要介護度によっては利用できないものもあります。)
	9.	福祉用具購入費の支給	指定を受けた事業者から福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
	10.	住宅改修費の支給	介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。
	11.	生活援助型配食サービス (市町村特別給付)	利用者の居宅に食事を配達するとともに本人の安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡します。
日帰り で通う サービス	12.	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	13.	地域密着型通所介護	定員が18人以下のデイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	14.	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活に必要な介護をします。
	15.	通所リハビリテーション (デイケア)	施設などで、医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。
短期入所 サービス	16.	短期入所生活介護	短期間、特別養護老人ホームなどの施設に入所して、介護をします。
	17.	短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設などの施設に入所して、医学的管理のもとでの介護をします。
その他のサービス	18.	小規模多機能型居宅介護	事業所への「通い」サービスのほか、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ提供します。
	19.	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供します。
	20.	居宅介護支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。(要介護の方のみ対象)
	21.	介護予防支援	本人や家族とともに介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。(要支援の方のみ対象)

◆ 居家类服务的使用限定额度

在居家类服务中，按照各个需要支援、需要护理程度设定有使用限度金额。

(居家疗养管理指导、补助购买福利用具的费用、补助改建住宅的费用、生活援助型供餐服务(市町村特别补助)除外。)

需要支援 1	1 个月	5,032 分
需要支援 2	1 个月	10,531 分
需要护理 1	1 个月	16,765 分
需要护理 2	1 个月	19,705 分
需要护理 3	1 个月	27,048 分
需要护理 4	1 个月	30,938 分
需要护理 5	1 个月	36,217 分

设施、入住类服务

被认定为需要护理(1~5)的人可接受设施、入住类服务。

认知症共同生活护理	提供护理服务以便使身患认知症的老人可以较少人数集体生活。(需要支援 2 的人士也可接受该项服务)
特定设施入住者生活护理	对于入住指定的特定设施的老年人，由该设施提供护理等服务。(需要支援 1 和 2 的人士也可接受该项服务)
符合社区需求的特定设施入住者生活护理	在定员 29 人以下的特定设施内提供护理等服务。
老年人护理福利设施 (特别护理养老院)	对于随时需要护理、居家护理有困难的卧床不起以及认知症老年人进行护理的设施。 ※原则上，经认定需要护理 3~5 的人可接受该项服务。
符合社区需求的老年人护理福利设施(特别护理养老院)	定员 29 人以下的小规模特别护理养老院。 ※原则上，经认定需要护理 3~5 的人可接受该项服务。
老年人护理保健设施	对于病情相对稳定、需要护理和看护的人在实施看护以及医学管理的同时还提供护理以及康复训练的设施。
护理医疗院	可以同时为进行长期疗养的人提供医疗和日常生活护理服务的设施。
护理疗养型医疗设施	对需要长期疗养的人，在实施看护以及医学管理的基础上提供护理以及必要的医疗等服务的设施。



共生型服务

访问护理、日托式护理、社区型日托式护理、短期入住生活护理、预防专业型访问服务、预防专业型日托式服务被定位为共生型服务，残障人士利用护理保险时，有时还可以继续享受迄今为止所利用的残障福祉事业所提供的服务。有关详细内容，请向护理支援专业人员(Care Manager)或现在所利用的事业所等进行确认。

◆ 在宅系サービスの利用限度額

在宅系サービスには、要支援・要介護度ごとに利用限度額が設定されています。

(居宅療養管理指導、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給、生活援助型配食サービス(市町村特別給付)は除きます。)

要支援1	1か月あたり	5,032単位
要支援2	1か月あたり	10,531単位
要介護1	1か月あたり	16,765単位
要介護2	1か月あたり	19,705単位
要介護3	1か月あたり	27,048単位
要介護4	1か月あたり	30,938単位
要介護5	1か月あたり	36,217単位

施設・居住系サービス

施設・居住系サービスは、要介護1～5と認定された方が利用できます。

認知症対応型 共同生活介護	認知症の方が、少人数で共同生活を営めるよう介護をします。 (要支援2の方も対象となります。)
特定施設入居者 生活介護	指定を受けた特定施設に入居している方に、その施設が行う介護などのサービスです。(要支援1・2の方も対象となります。)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員29人以下の特定施設において介護などを行うサービスです。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の方に対し、介護を行う施設です。 ※原則、要介護3～5と認定された方が対象となります。
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。 ※原則、要介護3～5と認定された方が対象となります。
介護老人保健施設	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護・医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行う施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設です。
介護療養型医療施設	長期にわたる療養が必要な方に対し、看護・医学的管理のもとでの介護や必要な医療などを行う施設です。

◎ 共生型サービス

訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・短期入所生活介護・予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービスは、共生型サービスとして位置づけられ、障害のある方が介護保険を利用する場合、これまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

5 护理预防和生活支援服务事业

(1) 可以利用护理预防和生活支援服务事业者（事业对象）

希望利用护理预防和生活支援服务事业的人，有必要接受需要支援认定，或者接受根据基本清单进行的判断。

提出了需要护理和需要支援认定的申请，即使是其结果为非该符合条件者，也可以接受根据另外的基本清单所进行的判断。其结果如果是被判定为符合护理预防和生活支援服务事业的对象者，则可以利用该项服务。

★ 基本清单的填写

服务窗口为负责所在居住地区工作的健康富有活力支援中心或居住区的区役所福祉课、支所区民福祉课。

在窗口领取填写用的基本清单，关于清单上所记载的内容，请选择适合本人情况的选项进行填写。

当日即可得到根据“基本清单”进行判断的结果。

◆ 窗口所需要的资料

- 65 岁以上的人（第 1 号被保险人）
护理保险被保险人证

(2) 护理预防和生活支援服务事业内容

利用者可以享受生活支援的服务，以此来预防将来需要进行护理的情况，最终实现可以独立进行生活的目标。

可 在 家 中 接 受 的 服 务	1. 预防专业型上门访问服务 由家庭护理员登门访问，为了维持和提高利用者的生活功能，提供身体护理及打扫房间、洗衣服等的生活支援服务。
	2. 生活支援型上门访问服务 由参加名古屋市举办的护理及生活支援的技术进修学习结业者等登门访问，根据以独立生活为目标的计划指导，提供打扫房间、洗衣服、做饭等的生活支援服务。
	3. 地域互助型上门访问服务 主要由社区内身体健康精神饱满的老年人等志愿者登门访问，提供倒垃圾、换灯泡等一些在日常生活中略感为难的事情上的支援服务。 ※无须使用者负担费用。 但在交付《地域互助手账》时，需要承担 300 日元的实际费用。

5 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業を利用できる方（事業対象者）

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望される方は、要支援認定を受けていただくか、または基本チェックリストによる判定を受けていただく必要があります。

要介護・要支援認定の申請をされ、その結果が非該当だった方でも、別途基本チェックリストによる判定を受けていただくことができます。その結果、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された場合、このサービスを利用することができます。

★ 基本チェックリストの記入

窓口は、お住いの地域を担当するいきいき支援センターまたはお住いの区の区役所福祉課・支所区民福祉課です。

窓口で、基本チェックリストの用紙をお渡ししますので、記載された質問について、ご本人の状態にあてはまる選択肢を選んで記入していただきます。

「基本チェックリスト」による判定は、当日に結果がわかります。

◆ 窓口で必要なもの

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
介護保険被保険者証

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスを受けられます。

家庭で利用するサービス	1. 予防専門型訪問サービス ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・選択等の生活支援を受けていただくサービスです。
	2. 生活支援型訪問サービス 名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方等に自宅を訪問してもらい、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。
	3. 地域支えあい型訪問サービス 地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。 ※利用者負担はありません。 なお、地域支えあい手帳の交付にあたっては、実費300円が必要となります。

日托式服务	4. 预防专业型日托式服务 在日间服务中心等一些设施，为利用者提供餐饮、入浴等的护理服务及功能训练服务。
	5. 小型日托式服务 在日间服务中心等一些设施，以实现利用者能够独立生活为目标，充分利用“名古屋护理预防和认知症预防活动计划”，为其提供功能训练等服务。
	6. 运动型日托式服务 在日间服务中心及老人保健设施、健身俱乐部等一些设施，为了预防老年人跌倒和保持他们的腰腿部位的肌肉力量，带领大家一起做一些在自己家也能够进行的简单运动及体操等。
生活支援服务	7. 自立支援型配餐服务 为了能够让利用者进行独立生活及改善营养等，以1日1餐为限，将盒饭送到利用者的家中。此外，在送餐时，还可确认利用者是否平安，在必要的情况下，我们还会同有关机构等进行联系。

◆ 使用限定额度

在各项服务（地域互助型除外）中设定有可以享受的服务的限度。

需要支援1和2的人，如果还要一起利用护理服务时，将根据还包括护理服务利用部分在内的合计单位进行判断。

需要支援1、事业对象者	1个月	5,032分
需要支援2	1个月	10,531分

日 帰 り で 通 う サ ー ビ ス	4. 予防専門型通所サービス デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。
	5. ミニデイ型通所サービス デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。
	6. 運動型通所サービス デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒防止や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。
サ ー ビ ス 生 活 支 援	7. 自立支援型配食サービス 自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。

◆ 利用限度額

各サービス（地域支えあい型を除く）には、利用できるサービスの限度があります。

要支援1・2の方が、介護サービスもあわせて利用された場合は、介護サービス利用分も含めた合計単位で判断します。

要支援1・事業対象者	1か月あたり	5,032単位
要支援2	1か月あたり	10,531単位

6 一般护理预防事业

(1) 可以享受一般护理预防事业的人

所有 65 岁以上的人

无须利用者负担费用。但需要另行承担教材费及住宿费等一些实际费用。

保健中心	1. 健康富有活力教室 在各个区的保健中心等地方举办各种活动，如开设学习有关预防认知症及运动功能、营养、口腔等的护理预防知识的学习班及举行演讲会等。 【咨询处】各个区的保健中心
福社会馆	2. 预防认知症学习班 在各个区的福社会馆，除了做一些有益于预防认知症的运动以外，还开办学习有益于预防认知症的知识及活动的学习班。 【咨询处】各个区的福社会馆
社区活动中心	3. 老年人精神焕发长寿推进事业 在社区活动中心等一些就近的场所实施活动计划，以便让大家能够通过参加娱乐及兴趣小组的学习班等活动广交朋友。 【咨询处】各个区的社会福祉协议会
松岛休养温泉之家 (2021 年度末项目 废止)	4. 健康活动及健康住宿计划 (2021 年度末项目废止) 在松岛休养温泉之家，定期举办由保健师等专业人员提供的健康咨询及健康讲演服务，同时，还常年提供以健康指导为中心的住宿计划。 【咨询处】名古屋市松岛休养温泉之家 电话：0594-42-3330
大学	5. 名古屋健康学院 为了提高能够强身健体的机会，与大学进行联合，常年举办重视科学性根据，可以轻松快乐地坚持进行强身健体的讲座。 【咨询处】健康福祉局健康增进课 电话：972-3078
就近的场所	6. 老年人沙龙 一个能够让老年人在就近的场所轻松地聚在一起，并能愉快地增进交往加深交流的活动场所。当地居民等一些热心人士常年举行老年人沙龙活动。 【咨询处】各个区的社会福祉协议会

6 一般介護予防事業

(1) 一般介護予防事業を利用できる方

65歳以上のすべての方

利用者負担はありません。ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。

保健センター	<p>1. いきいき教室 各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。 【お問い合わせ先】各区の保健センター</p>
福社会館	<p>2. 認知症予防教室 各区の福社会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。 【お問い合わせ先】各区の福社会館</p>
コミュニティセンター	<p>3. 高齢者はつらつ長寿推進事業 コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。 【お問い合わせ先】各区の社会福祉協議会</p>
休養温泉ホーム松ヶ島 (令和3年度末事業廃止)	<p>4. 健康イベント・健康宿泊プラン(令和3年度末事業廃止) 休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談や健康講話を定期的に行うとともに、健康指導を中心とした宿泊プランを提供しています。 【お問い合わせ先】名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島 電話 0594-42-3330</p>
大学	<p>5. なごや健康カレッジ 健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。 【お問い合わせ先】健康福祉局 健康増進課 電話 972-3078</p>
身近な場所	<p>6. 高齢者サロン 高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。 【お問い合わせ先】各区の社会福祉協議会</p>

7 利用者负担的费用

(1) 利用者负担

原则上要负担所需费用(护理报酬)的1成(超过一定以上收入者为2成或3成)。(服务计划(护理计划)的制作费用无须使用者负担)。负担比例将根据本人或同一家庭中超过65岁以上者的所得来决定。但是,伙食费、住宿费(住宿费)、理发美发费用等日常生活所需的实际费用应另行负担。

负担比例	标准(同时符合以下①和②的情况时)
3成(※1)	① 本人的合计所得金额(※1) 超过220万日元以上 ② 同一家庭中65岁以上者的年金收入(※2)和合计所得金额(除去年金收入相关的所得部分)的合计 { 单身家庭 超过340万日元以上 { 两个人以上的家庭 超过463万日元以上
2成	① 本人的合计所得金额(※1) 超过160万日元以上 ② 同一家庭中65岁以上者的年金收入(※2)和合计所得金额(除去年金收入相关的所得部分)的合计 { 单身家庭 超过280万日元以上 { 两个人以上的家庭 超过346万日元以上
1成	上述情况以外者

● 与上述表格中的内容无关,凡是64岁以下的人、市町村民税非纳税者及正在接受最低生活保护等的人,其负担比例为1成。

※1 关于合计所得金额,请参照第3页

※2 年金收入不包括遗族年金和残障年金等的非课税年金。

(2) 高额护理服务费用

一户中利用者支付的个人负担的月合计额度超过一定上限时,可以提出申请,超出的部分可获得高额护理服务费补助。但购买福利用具以及改建住宅的费用、入住设施时的住宿费(住宿费)和伙食费不属于高额护理服务费补助对象。

< 利用者负担上限额 >

1个月

利用者负担级别区分		上限额
最低生活保护的领取者等		15,000日元 (每人)
全家人均为市町村民税非课税者	老年福祉年金领取者 年金收入 ^{※1} 和合计所得金额 ^{※2} 的总计金额在80万日元以下者	15,000日元 (每人)
		24,600日元
应纳税所得额不到380万日元		44,400日元
应纳税所得额在380万日元以上且不到690万日元		93,000日元
应纳税所得额在690万日元以上		140,100日元

※1 年金收入中不包括遗族年金和残障年金等的非课税年金。

※2 关于合计所得金额,请参照第3页

7 利用者負担等

(1) 利用者負担

原則としてかかった費用（介護報酬）の額の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を負担します（サービス計画（ケアプラン）の作成費用については、利用者負担はありません）。負担割合は、本人や同一世帯の65歳以上の方の所得に応じて決まります。ただし、食費や居住費（滞在費）、理美容代などの日常生活に要する実費は別に負担します。

負担割合	基準（以下①②のいずれにも該当する場合）				
3割	①本人の合計所得金額（※1）が220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">単身世帯</td> <td style="padding-left: 10px;">340万円以上</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2人以上世帯</td> <td style="padding-left: 10px;">463万円以上</td> </tr> </table>	単身世帯	340万円以上	2人以上世帯	463万円以上
単身世帯	340万円以上				
2人以上世帯	463万円以上				
2割	①本人の合計所得金額（※1）が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入（※2）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">単身世帯</td> <td style="padding-left: 10px;">280万円以上</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2人以上世帯</td> <td style="padding-left: 10px;">346万円以上</td> </tr> </table>	単身世帯	280万円以上	2人以上世帯	346万円以上
単身世帯	280万円以上				
2人以上世帯	346万円以上				
1割	上記以外の方				

● 上記の表にかかわらず、64歳以下の方、市町村民税非課税の方や生活保護等を受けている方の負担割合は1割です。

※1 「合計所得金額」については、3ページを参照。

※2 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

(2) 高額介護サービス費

同一世帯の利用者が支払った利用者負担の1か月あたりの合計が一定の上限を超えるとときは、申請により高額介護サービス費としてその超えた額が支給されます。ただし、福祉用具の購入や住宅改修にかかる負担、施設における居住費（滞在費）や食費などは、高額介護サービス費の対象となりません。

<利用者負担の上限>

(1ヶ月あたり)

利用者負担段階区分	上限額		
生活保護の受給者など	15,000円（個人）		
世帯全員が市町村民税非課税 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">・老齢福祉年金受給者</td> <td style="padding-left: 5px;">・年金収入^{※1}と合計所得金額^{※2}の合計が80万円以下の方</td> </tr> </table>	・老齢福祉年金受給者	・年金収入 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
・老齢福祉年金受給者	・年金収入 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方		
	24,600円		
課税所得380万円未満	44,400円		
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円		
課税所得690万円以上	140,100円		

※1 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 「合計所得金額」については、3ページを参照。

(3) 高额医疗共计护理费

在“高额护理服务费用”的基础上，在享受各医疗保险(国民健康保险、被用者保险、后期高龄者医疗制度)的家庭中，从一年(每年8月至第二年7月)的医疗保险和护理保险的利用者负担额合计在一起的额度中减去家庭负担额度后的额度超过501日元以上时，将超过该额度部分里的与护理保险有关的部分作为“高额医疗合算护理费”进行支付。

(4) 居住费和伙食费由利用者负担

关于护理保险设施及短期入所服务的住宿费(逗留费)和伙食费，根据本人的所得及家庭的课税情况(分离家庭中有配偶者时，也对其课税情况加以考虑。)设定了利用者负担级别，并在每个级别中设定了上限额。

而且，关于限度额的适用，作为资产要件，储蓄存款等必须低于一定金额。

<利用者个人负担档适用条件及各档个人负担金额> (日均)

利用者个人负担档		储蓄存款等(※2) (夫妻二人时)	住宿费(日元)				餐费(日元)	
			单元型 单间	单元型单 间多床室	传统型 单间	多床 室	短期 入住	养老院 入住
第1档	最低生活保护等领取者	无限制条件	820	490	490 (320)	0	300	300
	全家人均为市町村民税非课税者，且本人领取老年福利年金	1,000万日元以下 (2,000万日元)						
第2档	全家人均为市町村民税非课税者，且本人年金等年收入(※1)在80万日元以内	650万日元以下 (1,650万日元)	820	490	490 (420)	370	600	390
第3档①	全家人均为市町村民税非课税者，且本人年金等年收入(※1)超过80万日元且在120万日元以下	550万日元以下 (1,550万日元)	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,000	650
第3档②	全家人均为市町村民税非课税者，且本人年金等年收入(※1)超过120万日元	500万日元以下 (1,500万日元)					1,300	1,360

※1 指的是合计所得金额(扣除年金收入相关的所得部分)、课税年金收入额以及非课税年金收入额的总和。关于合计所得金额，请参照第3页。

※2 第2号被保险者的储蓄存款标准额为1,000万日元。

* 住宿费括号中的金额指的是在老人护理福祉设施或享受短期入住生活护理服务时的金额。

(3) 高額医療合算介護サービス費

「高額介護サービス費」に加え、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間（毎年8月から翌年7月）の医療保険と介護保険の利用者負担額を合算した額から、世帯の負担限度額を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険にかかる部分を、「高額医療合算介護サービス費」として支給します。

なお、医療保険にかかる部分については、「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

(4) 居住費・食費の利用者負担

介護保険施設および短期入所サービスの居住費（滞在費）・食費については、本人の所得や世帯の課税状況（別世帯に配偶者がいる場合は、その課税状況も勘案します。）によって利用者負担段階が設けられ、その段階ごとに限度が決まります。

なお、限度額の適用にあたっては、資産要件として、預貯金等が一定額以下であることが必要です。

<利用者負担段階別の適用要件と利用者負担段階>

(1日あたり)

利用者負担段階	預貯金額等(※2) (夫婦の場合)	居住費(円)				食費(円)	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	短期入所	施設
第1段階 生活保護等受給者	要件なし						
	1,000万円以下 (2,000万円)	820	490	490 (320)	0	300	300
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円以下	650万円以下 (1,650万円)	820	490	490 (420)	370	600	390
第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円超120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,000	650
第3段階② 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間120万円超	500万円以下 (1,500万円)					1,300	1,360

※1 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額については、3ページを参照。

※2 第2号被保険者の預貯金額等の基準は、1,000万円です。

* 居住費の()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

(5) 认知症老年人集体之家居住费补助

居住在认知症老年人集体之家且满足一定条件者（储蓄存款额等在一定额度（※1）以下且满足以下条件者（※2）），可对其居住费（房租、水电煤气费）进行补助。

所得额度条件	补助额
为市町村民税非课税家庭（※3），且本人上一年的年金收入（包括遗族年金和残障年金等非课税年金）与合计所得金额（※4）的总和在 80 万日元以下者	20,000 日元/月 （上限额）
为市町村民税非课税家庭（※3），且本人上一年的年金收入（包括遗族年金和残障年金等非课税年金）与合计所得金额（※4）的总和超过 80 万日元者	10,000 日元/月 （上限额）

（※1） 单身为 1,000 万日元、夫妇为 2,000 万日元。

（※2） 最低生活保护领取者或中国残留日本人等支援给付领取者除外。

（※3） 配偶与本人不在同一个住民票中时，其配偶也会被纳入判定范围。

（※4） 关于合计所得金额，请参照第 3 页。

(6) 利用者负担减免

由于灾害使住宅等蒙受严重损失，或因支撑家庭生活的人长期住院等特殊情况而难以支付利用者负担费用时，可以申请减免利用者负担。

请与居住区的区役所福利课或支所区民福祉课商谈。

(5) 認知症高齢者グループホーム居住費助成

認知症高齢者グループホームを利用する一定の要件等を満たす方（預貯金等が一定額（※1）以下であり以下の要件に該当する方（※2））に対して、居住費（家賃・光熱水費）を助成します。

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円以下の方	20,000円/月 （上限）
市町村民税非課税世帯（※3）で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（※4）の合計が80万円を超える方	10,000円/月 （上限）

- （※1） 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。
（※2） 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。
（※3） 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。
（※4） 「合計所得金額」については、3ページを参照してください。

(6) 利用者負担の減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担が減免されることがあります。

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にご相談ください。

有关护理保险制度的商谈、咨询处

名称	电话	FAX
千种区役所	7 5 3 - 1 8 4 8	7 5 1 - 3 1 2 0
东区役所	9 3 4 - 1 1 9 5	9 3 6 - 4 3 0 3
北区役所	9 1 7 - 6 5 2 3	9 1 4 - 2 1 0 0
楠支所	9 0 1 - 2 2 6 9	9 0 1 - 2 2 7 1
西区役所	5 2 3 - 4 5 1 9	5 2 1 - 0 0 6 7
山田支所	5 0 1 - 4 9 7 5	5 0 4 - 7 4 0 9
中村区役所	4 5 3 - 5 4 2 0	4 5 3 - 8 2 3 2
中区役所	433-2906 2 6 5 - 2 3 2 4	433-2074 2 4 1 - 6 9 8 6
昭和区役所	7 3 5 - 3 9 1 4	7 3 1 - 8 9 0 0
瑞穗区役所	8 5 2 - 9 3 9 6	8 5 1 - 1 3 5 0
热田区役所	6 8 3 - 9 4 0 4	6 8 2 - 0 3 4 6
中川区役所	3 6 3 - 4 3 2 7	3 5 2 - 7 8 2 4
富田支所	3 0 1 - 8 3 7 6	3 0 1 - 8 6 6 1
港区役所	6 5 4 - 9 7 1 5	6 5 1 - 1 1 9 0
南阳支所	3 0 1 - 8 3 4 5	3 0 1 - 8 4 1 1
南区役所	8 2 3 - 9 4 1 5	8 1 1 - 6 3 6 6
守山区役所	7 9 6 - 4 6 0 3	7 9 3 - 1 4 5 1
志段味支所	7 3 6 - 2 1 9 2	7 3 6 - 4 6 7 0
绿区役所	6 2 5 - 3 9 6 4	6 2 1 - 6 8 4 1
德重支所	8 7 5 - 2 2 0 7	8 7 5 - 2 2 1 5
名东区役所	7 7 8 - 3 0 9 7	7 7 4 - 2 7 8 1
天白区役所	8 0 7 - 3 8 9 7	8 0 2 - 9 7 2 6

关于护理信息，请阅览名古屋市的网站『NAGOYA 护理网』
网站为您提供有关护理保险制度的说明、护理服务机构的检索等各种名古屋市的
护理保险方面的信息。请大家广为阅览使用。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

发行：名古屋市健康福利局高龄福利部护理保险课 TEL 972-2537 FAX 972-4147

该小册子根据 2021 年 8 月当前信息编写而成。根据政省令等的颁布，部分内容今后可能会有所更改。

本资料使用纸浆中混合了废旧纸材料的再生纸印刷制成。